

平成 30 年 8 月 8 日

各介護サービス事業所 管理者 様

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

平成 30 年 7 月豪雨により被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて（その 2）

平成 30 年 7 月豪雨により被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについては、平成 30 年 7 月 18 日付広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長事務連絡「平成 30 年 7 月豪雨により被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて」においてご案内しているところですが、請求の具体的な手続等については下記のとおりとなりますので、お知らせいたします。また、これに関係する国からの事務連絡も発出されています。（別添「平成 30 年 7 月豪雨による災害に係る介護報酬等の請求等の取扱いについて（7 月サービス利用分）」（平成 30 年 7 月 31 日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか事務連絡）参照。）介護事業所におかれましては、内容を御確認のうえ、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

記

- 1 利用料免除対象者に係る 7 月サービス提供分以降の請求手続については、**請求明細書の「請求額集計欄」の保険分または事業分の給付率に「100」と、利用者負担額に「0」と記載して請求**してください。なお、本市に災害救助法が適用された平成 30 年 7 月 5 日の前日まで（平成 30 年 7 月 1 日から 7 月 4 日）の利用料の取扱いについては、改めてお知らせします。
- 2 **介護保険施設等における食費・居住費については利用料の猶予・免除の対象とはなりません。**通常の方法により、特定入居者介護（予防）サービス費を請求してください。
- 3 利用料の猶予・免除をしたときは、利用者負担分が 0 であるため、保険優先の公費負担医療（原爆被爆者に係る一般疾病医療費【法別番号 19】など）の対象とはなりません。このため、利用料の猶予・免除をした場合は、本来、公費併用請求明細書として請求するものであっても、介護保険単独として取り扱いますので、**公費負担者番号及び公費受給者番号は記載する必要はありません。**

問い合わせ先

広島市介護保険課 認定・給付係

電話：082-504-2363 Fax:082-504-2136

Mail:kaigo@city.hiroshima.lg.jp